

猫を連れてきた皆様へ

～福島県動物愛護センターからのお知らせ～

令和2年6月1日の「動物の愛護及び管理に関する法律」改正法施行に伴い、福島県動物愛護センターでは、所有者の判明しない猫の引取りについて、その猫により周辺的生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがなく、以下に該当する場合は引取りません。

○ 自力で餌を摂取し生存できる場合

離乳後で健康体の猫

○ 親猫が飼育している場合

親猫がお世話している子猫

○ 駆除目的で捕獲された場合

捕獲器等により捕獲された猫

○ 所有者がいると推測される場合

首輪や胴輪を付けた猫、人慣れしている猫、耳カット等されている猫

そのまま見守っていただく、もしくは、寄りつかれないような対策（※）をお願いします。

詳しくは、お問い合わせください。



【お問い合わせ先】

福島県動物愛護センター 会津支所

会津若松市追手町7番40号

電話：0242-29-5517

※猫に寄りつかれないような対策

- 1 食べ物になるような物を放置しない。**食べ物があれば、猫はそこに居続けます。
 - ・飼犬の残りエサを放置しない 屋外で飼猫に餌を与えない
 - ・残飯を放置しない
 - ・いたずらされないよう、ゴミの出し方に注意する
- 2 ねぐらとなるような場所を与えない。**安心できる場所をねぐらにします。
 - ・ねぐらになるような物（段ボール箱、布類）を置かない
 - ・小屋・納屋等に侵入されないようにする
- 3 大きな音を出して驚かす。**落ち着けない場所からは逃げていきます。
 - ・空き缶に小石等を入れ、猫に当たらないように投げて音を出す
- 4 臭いの強いもの、超音波発生装置等を置く。**イヤな場所には近寄らなくなります。
 - ・塩素系漂白剤、コーヒーかす、かんきつ類の皮、市販の忌避剤

なお、動物愛護センターで**超音波発生装置の貸出し（約2週間）**も行っておりますので、お困りの方はご相談ください。

最後まで面倒をみる覚悟がなければ、餌付けを始めないようにしましょう。

猫を飼う際は、**外に出さない**：室内のみで飼う。所有者明示。

捨てない：終生飼養。

増やさない：不妊去勢手術を行う。



【お問い合わせ先】

福島県動物愛護センター 会津支所

会津若松市追手町7番40号

電話：0242-29-5517